

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	東平原(東平原上、東平原下)	令和5年3月22日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.68 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.56 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	※ 15.27 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	※ 3.41 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.80 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.24 ha
<b>■世帯数: 46戸</b> <b>■高齢化率: 39%</b> <b>■中心的経営体:</b> 認定農業者、営農組合  ※集落で現状農地として管理している面積(30.59)haを元に算出	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

(1)担い手について 営農組合や規模拡大の意向がある認定農業者は存在するが、世代により土地や樹木への執着があり他人への園地に対する意識が課題。
(2)その他 別紙2のとおり

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)中心的経営体への集約する考え方 規模拡大の意向がある認定農業者等への農地集積
(2)地域の役割 個人経営からグループ化しながら共同経営を行う。 将来的には、認定農業者へのつなぎ役と後継者育成の受け皿となり、さらに認定農業者をサポートする役割を担う。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	柿	0.826 ha	柿	0.826 ha	
認農	B	柿	4.242 ha	柿	15.00 ha	
認農	C	柿、水稻	4.574 ha	柿、水稻	4.921 ha	
認農	D	柿	1.552 ha	柿	1.552 ha	
認農	E	柿、水稻、野菜	3.598 ha	柿、水稻、野菜	3.941 ha	
計	5人		14.79 ha		26.24 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

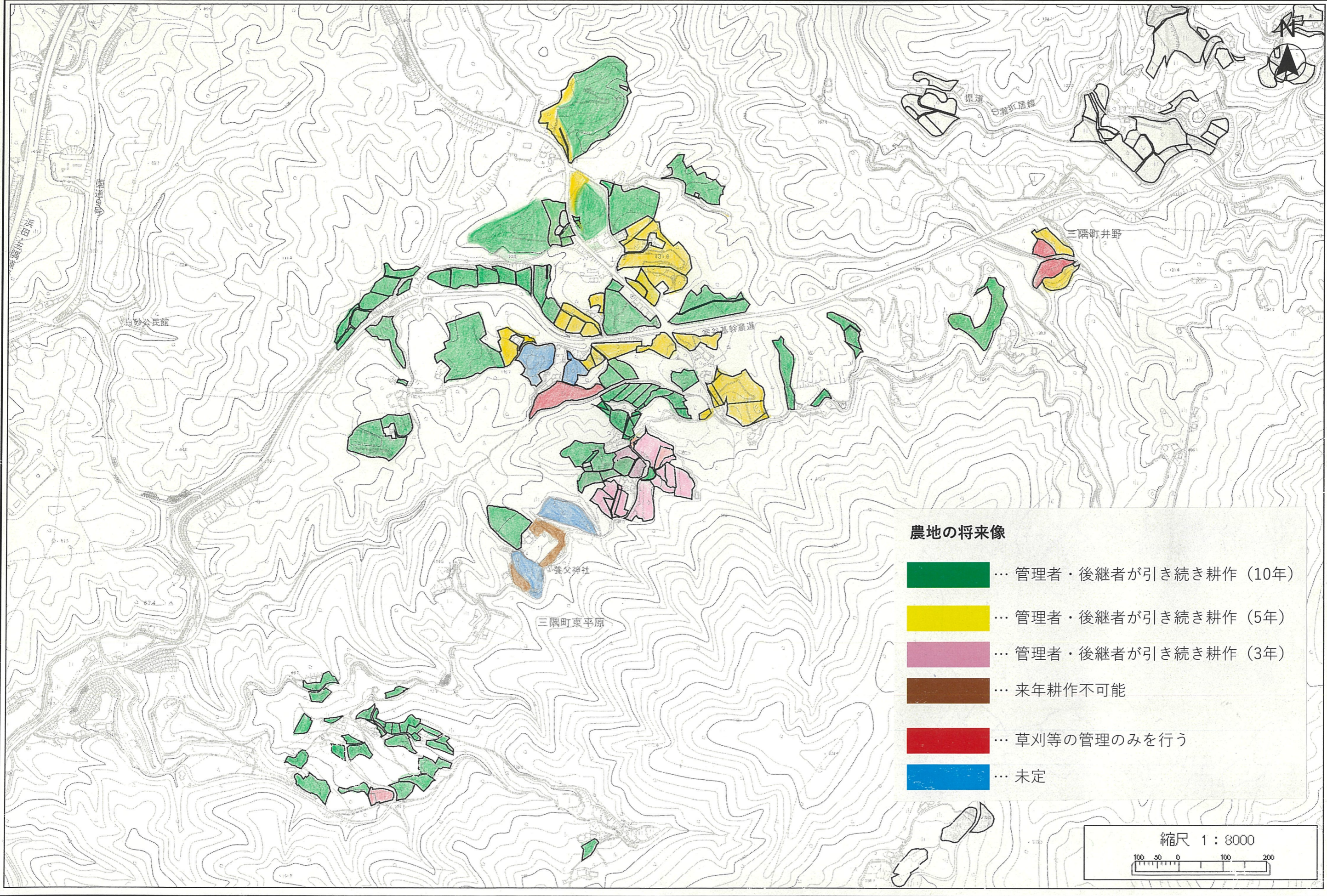
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■草刈り対策について 中山間直接支払制度の加算金を活用し、共同機械(乗用ハンマーモア)の導入する予定。</p>
<p>■水路管理について 必要に応じ、中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金を活用。</p>
<p>■鳥獣害対策について 設置したワイヤーメッシュや電気牧柵の定期的な点検や被害多発地域にワイヤーメッシュを設置し被害防止に努める。</p>
<p>■中山間直接支払制度について 生産性向上加算を活用し、収穫ボランティアを募集し集中した繁忙期の対応を行う。</p>
<p>■多面的機能維持支払制度について</p>
<p>■その他 共同機械(SS防除機)</p>

## 別紙2

No.	課 題	解決策・方向性	いつ	どこで・どこを	何を	誰が	
1-1	R4年度1軒発生	新たな担い手を探す(No.6) 出来るところは自分でやる	R4年度	No.6の耕作地	一部の柿園を引き受け生産する	集落内協定者	
1-2	後継者不足 担い手不足	5年以内に5軒発生 見込み	個人経営から共同経営のグループ化に転換する(つなぎ役)	R5年度～R8年度中	中規模圃場	相互協力でグループ化を図り、後継者育成の受け皿の役目を果たす	中規模農家と非農家
			規模拡大を希望する認定農業者等に農地集積	R5年度～R8年度中	継承者が不在になる圃場	農地集積	認定農業者等
1-3	5～10年以内4軒発生見込み	認定農業者等へのサポート体制を構築する	R5年度～R8年度中		法人化、起業の検討	集落内協定者	
2	繁忙期の手間がない	西条柿は収穫が集中するためボランティアを雇う	R4年度～	ボランティア要望農家	窓口が収穫ボランティアの募集と連絡調整	東平原上営農組合	
3	水不足で水稻ができない	水利確保が見込めないため保全管理に移行	R3年度～				
4	草刈り作業が大変	生産性向上加算等を利用し設備を導入する	R5年度～	西条柿圃場	乗用ハンマーモア等の導入	東平原上集落協定	
5	機械の移動手段がない	必要設備の圃場設置及びNo.1-1等で対応 SS防除機等での応援	R4年度～	要請のある圃場			
6	農機の経済的負担(更新・修理)	共同機械化の検討	更新時			共同グループ	
7	有害鳥獣被害	ワイヤーメッシュの管理より強固な鳥獣対策 猟師による罠等設置	適時	柿及び水稻圃場		生産者及び集落協定 猟師	



白砂公民館

県道

三隅町井野

三隅町東平原

養父神社

三隅町東平原